

土壤汚染に係る事業所による調査結果の報告

本日、岡崎市橋目町地内の三菱自動車工業株式会社名古屋製作所から同社敷地内の土壤汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、事業所内での焼却設備基礎撤去工事に当たり、当該工事エリアの土壤汚染調査を岡崎市生活環境保全条例(以下「市条例」という。)第18条に基づき実施したものです。

その概要は、下記のとおりです。

記

1 事業所名称及び調査対象地

三菱自動車工業株式会社名古屋製作所
岡崎市橋目町字御茶屋場2番地の一部

2 報告内容

(1) 報告年月日

平成26年1月31日 金曜日

(2) 調査の実施期間

平成25年11月21日～平成26年1月29日

(3) 調査対象地

焼却設備基礎撤去工事エリアの300m²

(4) 調査項目

市条例に基づく調査として鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにテトラクロロエチレン(分解生成物3物質を含む。)

自主調査としてダイオキシン類

(5) 土壤汚染の調査結果

ふっ素及びその化合物について、次のとおり市条例に規定する基準を超過しました。なお、鉛及びその化合物並びにテトラクロロエチレン(分解生成物3物質を含む)については基準超過はなく、ダイオキシン類は環境基準に適合していました。

土壤溶出量基準

一部の調査地点において、土壤溶出量基準を超過していました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量基 準	超過地点数 ／調査地点数
ふっ素及び その化合物	2.2 mg/L (2.75倍)	0.8mg/L 以下	1/3

注:()内は、土壌溶出量基準に対する倍率

3 地下水の調査結果

事業所敷地境界に設けた観測井において、ふっ素及びその化合物による地下水汚染は確認されていないことが報告されています。

4 応急措置の状況

汚染が判明した場所は遮水シートで覆い、雨水を遮断しています。

5 今後の措置について

汚染が判明した場所はアスファルト舗装で覆って雨水を遮断し、新たに観測井を設けて定期的に地下水の水質を測定する予定です。

6 市の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに飲用井戸の有無の確認をし、井戸の所有者に対して飲用指導を行っていきます。

今後の措置については、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

7 事業所連絡先

三菱自動車工業株式会社

人事労政部(岡崎総務) 電話0564-31-3100

広報部 電話03-6852-4274